

会員各位

4 横東協発第 3 2 号
令和 4 年 7 月 1 9 日
(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会
横浜東部支部
支部長 桐ヶ谷 修幸
研修相談委員長 三田 基之
事務局 Tel.423-2200 Fax.423-6666

夏季研修セミナー 開催のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、支部事業へご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。
さて下記のとおり夏季研修セミナーを開催いたします。
この研修会は本会定款の目的に基づき、消費者等の利益の保護と宅地および建物の流通の円滑化を図るために実施します。
また今回も『支部研修マニュアル 1. コロナウイルス感染防止対策について』に沿って、オンライン主体で行いますが、どうしてもオンラインでの受講が難しい方は会場でご参加ください。会場の定員は 30 名（先着順 1 社 1 名）です。
コロナウイルス感染症対策のため、講演は第 1 部のみ 懇親会はありません。
「横浜東部支部 講習済」のシールを作成しますので、受講証に貼ってください。
何卒オンラインでの受講をご検討ください。

敬具

記

日時 令和 4 年 8 月 2 6 日 (金) 受付開始 午後 2 時 0 0 分

開会 午後 2 時 3 0 分 終了 午後 5 時 0 0 分

場所 ①貴事務所 (Zoom ウェビナー)

②神奈川県不動産会館 (本部) 5 階 大会議室 (先着 30 名)
横浜市中区住吉町 6-76-3

会費 無料

【午後 2 時 4 0 分～4 時 5 0 分 途中 1 0 分間の休憩有】

演題 「相隣関係・共有関係の民法改正」

～ 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日施行の民法改正 ～

講師 支部顧問弁護士 立川 正雄 氏

令和 3 年 4 月 2 1 日、「民法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 2 4 号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和 3 年法律第 2 5 号)が成立した(同月 2 8 日公布)。

これらの改正は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民法・不動産登記法等の見直しを行い、所有者不明・管理者のいない土地の発生を防ぐため相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属を認める制度を新設したものである。

今回は、宅建業者にとって身近な問題となる相隣関係・共有関係の民法改正を取り上げます。

受講希望の方は 締切日 (8 月 1 9 日 (金)) までに

①オンラインでの受講の方は、支部事務局宛にメール

(E-mail : qqkh6xz9k@theia.ocn.ne.jp) にてご連絡ください。

後日 ID 等送信し、資料は開催数日前にお申込のアドレスにメール添付致します。ご視聴だけならカメラ・マイクはなくてもできます。イヤフォンでも可能です。資料は事前にプリントアウトしてご用意の上受講してください

当日は支部事務所は不在のため、ご連絡をいただいても対応できません。

恐縮ですが、当日の配信状態の良不良につきましては、責任を負いかねます旨ご了承くださいますようお願い致します。

②会場での受講の方は、支部事務所宛に FAX (045-423-6666) にて送信してください。

夏季研修セミナー <会場での受講申込書>

ご商号 _____ ご芳名 _____

事前申込みのない方のご参加は不可とさせていただきます。

8 月 1 1 日 (木)～8 月 1 7 日 (水)は 夏季休業とさせていただきます。